

千代田区地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会設置要綱

平成30年2月6日29千保福総発第210号

改正令和2年2月10日31千保福総発第277号

(設置)

第1条 地域の需要及び実情に応じた地域福祉交通を実現し、より利用者の利便の増進を図るため、千代田区地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、地域福祉交通「風ぐるま」（以下「風ぐるま」という。）に関する以下に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域福祉交通に関する地域の需要及び地域からの意見に関する事項
- (2) 風ぐるまの運行方法に関する事項
- (3) その他区長が必要と認める事項

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、11名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 区内において地域活動を行っている団体の代表者又はその指名する者（麴町地域、神田地域それぞれから各1名以上）
- (2) 区内に在住している高齢者又は高齢者支援団体の代表者若しくはその指名する者
- (3) 区内において民間の社会福祉活動を推進する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 地域公共交通又は地域福祉交通に関して学識経験を有する者
- (5) 子育て・児童福祉に関して学識経験を有する者
- (6) 風ぐるまを運行する事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 風ぐるま事業を所管する部長又はその指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、千代田区長が委嘱又は任命した日から2年間とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、委員の過半数（次項の代理人による出席者を含む。）が出席しなければ、開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届け出た代理人を協議会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運行協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

附 則(令和2年2月10日31千保福総発第277号)

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。